

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のホームページを広告媒体として活用し、町田市内で介護保険サービス事業所等を運営する法人又は事業所等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ネットワークのホームページへの広告掲載は、町田市内で介護保険サービス事業所等を運営する法人又は事業所等との協働によりネットワークの新たな財源を確保し、ネットワーク定款に定める目的を達成するための一助とすることを目的として行うものとする。

(広告の種類)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 バナー広告の広告主（町田市内で介護保険サービス事業所等を運営する法人又は事業所等）の特典として、広告主が希望する場合、ホームページのバナー広告以外に次の各号に掲げる広報媒体への広告掲載を無料とする。但し、第3号は広告を掲載する通信の種類をネットワークが決定し広告主に通知する。

- (1) まちけあジョブ、まちけあトークアプリへのバナー広告
- (2) ネットワークが発行するアクティブ福祉 in 町田の大会冊子
- (3) ネットワークが発行する介護人材通信（KJTS）、バンク通信等

(該当業種または事業者)

第4条 町田市内で運営されている、次の各号に掲げる業種または業者の広告を掲載する。

- (1) 介護保険サービス
- (2) 高齢者福祉施設サービス
- (3) 福祉用具、福祉車両の販売
- (4) 福祉設備・備品、リハビリ用品、用具の販売、給食等のサービス
- (5) 福祉関係学校の案内
- (6) 福祉施設・事業者等を対象とした各種保険の販売
- (7) その他、福祉事業の運営に関わるサービス
- (8) 代表理事が福祉サービス利用者および事業者にとって有用と判断したもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) ネットワークの事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの

- (2) 政治思想や宗教の普及を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (5) 私的な連絡事項に関するもの
- (6) 掲載の結果、ホームページ利用者に損害を与える可能性のあるもの

(バナー広告の規格および掲載位置)

第6条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ
大きさ 縦 90 ピクセル×横 223 ピクセル
- (2) 画像形式 2
PNG、JPG 推奨
- (3) データ容量
150KB 以下
- (4) 掲載位置 ネットワークホームページのトップページ右側

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、ネットワークホームページおよび広報誌等の広報印刷物で募集することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 代表理事は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、別に定めた広告掲載申込書および申込者自ら作成した広告案をネットワークより指定された期日までに代表理事に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 代表理事は、前条の申込書を受理したときは、掲載基準等を検討し速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

2 代表理事は、前条の広告案について必要がある場合には、申込者に修正を求めることができる。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者は、代表理事が指定する期日までに、広告案を提出しなければならない。

(掲載期間および掲載料金)

- (1) 広告の掲載期間および掲載料金は、次のとおりとする。

- 第1号広告 100,000円 12ヶ月単位
(4月1日～3月31日、または10月1日～9月30日)
- 第2号広告 55,000円 6ヶ月単位
(ここでいう6ヶ月とは、掲載開始日の属する月から6か月の末日までの期間とする)

(広告料金の納入方法)

第11条 広告掲載可の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、前項の掲載料金を掲載期間の1週間前までに、指定口座に振り込み納入しなければならない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 代表理事は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、またはこの要領に抵触するものであるときで、第9条2の規定によっても解消できないとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、ネットワークホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により代表理事に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 原則、広告掲載料は還付しない。ただし、ネットワークの都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の内容やリンク先を変更するときは、変更の1週間前までにネットワーク事務局に連絡するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は代表理事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、2021年5月25日から施行する。